

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業者の皆様へ 平塚市中小企業融資制度をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、令和2年4月1日（水）から、「危機関連保証資金」の創設及び「セーフティネット保証資金」を利用した際の信用保証料及び利子補給の補助上限額を拡充します。

危機関連保証資金

中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく認定（危機関連保証）を受けた方を対象とし、信用保証料の補助（上限50万円）及び利子補給（上限50万円、2年間）を行います。

新型コロナウイルス感染症を事由とする危機関連保証が発動されています。

（指定期間 R2. 2. 1～R3. 1. 31）

融資対象者	中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者及び特定非営利活動法人
資金用途	運転資金（借換え）
融資限度	8,000万円
利率	1.6%以内
融資期間	10年以内
返済方法	割賦返済（据置期間1年以内）
保証人	個人にあつては原則不要とし、会社及び特定非営利活動法人にあつては原則として代表者とし、それ以外の者は不要とする。
担保	必要に応じて徴する。
信用保証	保証協会の信用保証を付ける。

セーフティネット保証資金の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（セーフティネット保証4号）を受け、平塚市中小企業融資制度の「セーフティネット保証資金」を利用された方が負担する信用保証料及び利子補給に対する補助内容を拡充します。

補助内容	拡充内容
信用保証料補助	補助上限額を25万円から <u>50万円に拡充</u>
利子補給	利子補給の上限額を年間25万円から <u>50万円に拡充</u> ※利子補給は2年間

※平塚市中小企業融資制度の資金は「新型コロナ税特法に係る印紙税の非課税措置」の対象外です。

問い合わせ先

平塚市 産業振興課 金融総合案内窓口 0463-23-1111（内線2589）

※危機関連保証及びセーフティネット保証の認定についても上記窓口で対応しています。